

ギュンター・ヴィンクラー『法理論と認識論：純粹法学における存在と当為のジレンマに対する精神史的及び認識理論的観点からの批判的考察』

苗村，辰弥
九州大学法学部助手

<https://doi.org/10.15017/1967>

出版情報：法政研究. 59 (2), pp.105-122, 1993-02-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

らの方法論的主張を憲法学の実定的諸問題（「条約」、「集会の自由の基本問題と時事問題」、「法の秩序における人的自治団体諸制度」、「大学の自治」その他）に即して展開した大著（Günther Winkler, Studien zum Verfassungsrecht, Wien/New York: Springer Verlag, 1991, XVII, 455 S.）を前述「国家と法の研究」叢書の最新号（第九五巻）として公にすることをもち、応えている。

なお、著者ギュンター・ヴィンクラーについては、右に述べた所のほか、詳しくは本誌五五巻二〇四合併号（一九八九年）六〇一頁の拙文「ヴィンクラー論文に寄せて」（以下の苗村紹介・文頭参照）をご覧いただきたい。

* * *

苗村 辰 弥

本稿は、ウィーン大学法学部教授ギュンター・ヴィンクラー氏の著書『法理論と認識論——純粹法学における存在と当為のジレンマに対する精神的及び認識理論的観点からの批判的考察』（一九九〇年）の内容を紹介・検討するものである。

本書は、体系内在的及び体系超越的に、「実定法の経験可能性（Erfahrbarkeit）・理解可能性（Verstehbarkeit）・解釈可能性（Deutungsmöglichkeit）に関するケルゼンの方法論的・論理的・認識理論的諸前提につき、根本的にその前提を探り、その維持可能性（Haltbarkeit）を吟味する」ことを目的としている

（S.XVII. 以下該当箇所頁数。本文中括弧内に示す。）。その構想は、ヴィンクラーが、ポランド、ハンガリー、ドイツ、そしてわが国の諸大学で行なった『純粹法学の栄光と悲惨（Glanz und Elend der Reinen Rechtslehre）』という標題の講演に遡る（S.3, Anm.1）。同講演は一九八八年五月二三日、法政学会・法学部国際学術交流振興基金共催学術講演会の形で本学においても行なわれ、その内容は、独語論文“Glanz und Elend der Reinen Rechtslehre: Theoretische und geistesgeschichtliche Überlegungen zum Dilemma von Sein und Sollen in Hans Kelsens Rechtslehre”として法政研究五五巻二〇四合併号（一九八九年）に収められている¹⁾。その意味でも本書は、同誌同号所収の右論文への手島教授のコメント、「ヴィンクラー論文に寄せて」に述べられているような、「ケルゼン・ルネッサンス後、宛然“純粹法学”の聖地の観ある奥都ウィーンにあって、孤高あえて独りカント哲学正統の“批判”の立場を保持して譲らぬその学問的志操²⁾」の集大成と言えよう。かかる意義を有する本書の紹介は、前掲論文を法政研究に掲載した趣意を受け継ぐことになろう。

本書は、「序論」と一〇章構成の本論から成る。その「序論」において、ヴィンクラーのこれまでの研究生活につき、純粹法学との関わりを中心に述べられ、純粹法学の理論からの訣別の根拠が示される。即ち、第一に、ヴィンクラーは、行政法に関する彼の具体的・実定法志向的・法解釈学的考察にケルゼンの

法命題・法規範理論の適用可能性を見出せなかった。行政行為による法の具体化に関するヴィンクラーの研究は、ケルゼンの存在・当為の厳格な分離イデオロギー及び純粋な当為の制裁によって担保された表現としての「規範的」仮言「判断」という觀念から離れるものであった。ヴィンクラーにとって、「法及び法学における存在と当為の区別と結合の実践的必要性、論理的可能性、及び認識理論上の有意味性が不可避なものと思われた」(傍点、原文)。法はとりわけその具体化において当為に従い存在に従う態様の多様な「もし—ならば (Wenn—Dann)」関係の意味構造として示され、法の提示は、制裁規範としての「規範的」仮言「判断」という論理的形式構造に尽きるものではない。また制裁規範は、認識論ではなく対象たる「実定法」に根差すものだから、法の認識のための先驗論的思考補助でもなく (S.XIII f.)。第二に、ケルゼンは、法に内在する目的を自然の因果的存在要素として捉え、法の当為の領域及び法の科学の領域から放逐したが、ヴィンクラーにとっては、「法における目的は、法における諸価値と諸利益の機能的意味づけの客観的発現として、意欲された法的当為自体の意図と目的の表れとして、それゆえ実定法の目的論的解釈のための中心的な実質的手がかりと思われる」(S.XIV f.)。かかる問題意識にヴィンクラーの純粋法学批判は由来する。

第一章 「純粋法学の創始者」(Der Schöpfer der Reinen

Rechtslehre)」は、「純粋法学は、その特徴及び最終的な解体と同様にその位置づけを、本来、ケルゼンの学問上の個性の特質、変更、及び精神的環境条件の中のみに見出す」(S5)という問題意識の下、ケルゼンをとりまく人物との学問上の関係・影響を考察する。第一に、ケルゼンによるカント哲学理解の浅さが指摘される。ケルゼンは、カントの『道徳形而上学原論』を通じてカント哲学の入門を学んではいたが、ヴィンクラーによれば、「どうやらケルゼンは、これ以上にカントの認識理論及び先驗論理学に深い造詣を持たなかったようである」(S.15)。また、ケルゼンは自らの理論が新カント派に認識理論的に直接関係があると感じていたにも拘らず、ヴィンデルバント、ジンメル、シュタムラーらによって自然の因果性に対置させられた目的論を無視したままであった。加えて、ケルゼンの方向性は、フッサールの、学問論としての純粋論理学の規範的性格及びその認識理論上の「根本規範」という觀念、並びに、心理主義に反対する規範論理的立場に向けられていたことは、ヴィンクラーからみれば「否定し得ないように思われる」。ここにケルゼンの「規範的」仮言「判断」の觀念の基礎が見出される。しかし、カントの先驗論理学と同じく経験の論理学であるフッサールの論理学への途は、存在と当為の厳格な分離によって妨げられた。さらに、カントやフッサールへの関心と裏腹に、実証主義者にして反カントの立場のマッハの影響を受けたケルゼンは「思考経済的」前提の觀念を採用、それを「価値経済的」

紹介 前提へと変容させている——それは法理論においても「思考経済的」でのみあり得るにも拘らず⁽³⁾(S.15 ff.)、その結果、「純粹法学の諸概念と諸問題は、形式論理的な『還元 (Reduktion)』を受け、それによって法命題の理論に限定されている」。そして、「この全く恣意的に選ばれた形式論理の出発点の前では、そこから逸脱するいかなる理論も存立し得ない。それどころか、対象たる実定法は、純粹法学においては、ケルゼンの基本的諸概念にと共に、何十年もの間、多義的な法命題というプロクルステスのベッドの中に押し込まれた」(S.26)。

第二章「純粹法学、その発展と変遷(Die Reine Rechtslehre, ihre Entwicklung und ihre Wandlungen)」は、ケルゼンの理論が、いくつもの形を持つことを示す。ケルゼンは、決して「同一の精神的位置」に留まらず、「諸基本概念を変更し、それどころか、当初は批判していた別の説へと立場を移しさえする」。ゆえに、「後の理論は前の理論を廃するか (Doctorina posterior derogat doctorinae prior?)」という疑問が提起される⁽⁴⁾(S.32)。かかる意味で、ケルゼンの理論は五つの段階に分けられる。その第一段階は、『国法学の主要問題』において示された。この段階は、認識原理及び法規範としての「規範的」仮言「判断」という形式論理的形態における多義的な「法命題」によって特徴づけられる静態的の面的法理論を示す (S.62)。「国法学の主要問題」の中心部分は、法命題 (Rechtssatz) の多義的な観念

であった。当初、法命題とは法規範であり、「規範的」仮言「判断」の形式論理的形式であった。それは、存在と当為の二元論にのみならず、両者の分離ないし「対立 (Antagonismus)」の「教条主義」によって刻印を押しされ、法は存在でなく当為だとされた (S.33)。さらに、ケルゼンは、法命題における命法 (Imperativ) を廃棄し、法の目的を、法の客観的に機能する存在及び意味としてではなく、心理学的に解し、法的考察から放逐した。そして、「価値経済的・思考経済的還元」の公準によって、法命題は法理論の認識論・形式論理・法理論的基本原理とされ、対象の先験論理的基本原理へと実体化された。その基本的前提は論理学の規範的性格という仮定であった (S.37)。その結果、法理論は「人工的に構成され形式論理的に区分された法概念の規範的に形式的な解釈」として解された——ヴィンクラーはそれを「無意味な形式構造」と批判するが (S.38)。

第二段階及び第三段階は、一九二〇年以降始まり、一九三四年発行の『純粹法学』第一版で結実する時期である。この時期に、一次規範と二次規範の観念と並び、法の段階構造と根本規範の観念が導入された。この段階は、「静態的に複数階層的 (二面的) で外見上のみ動態的な法考察の体系的に完結した統一体」によって特徴づけられる (S.62 ff.)。

ここまで、ケルゼンの思考は「純粹性 (Reinheit)」を志向し、「ことさらに規範的に評価された論理と形式への結び付き」によって当初より規定されていた。それは、『純粹法学』第一版

で展開された同時に法理論的、法論理的、認識論的である多義的な法命題の概念、並びに、純粹法学の名を基礎づける体系において最高潮を示す (S.50 ff.)。しかるに、この理論は、続く第四及び第五段階において変質・解体傾向を示す。

第四段階は、アメリカカ亡命以降、『法と国家の一般理論』に示されるケルゼン理論の「本質的変更」の段階である。「純粹性」は「一般性 (Allgemeinheit)」に置き換えられ、そして、「規範は法命題の軀から解放された」。前者は命法の当為形式の中に示され、後者は複数に分割される「規範的」仮言判断の論理構造の中に示された。「命法」としての規範は「判断」の性格が否定され、命令、禁止、許容、授權の意味における単なる当為を意味するものとなった。かたや法命題は法規範の「記述」、形式の記述に仕えるものとされた。加えて、ここでは存在の側面の強調がみられる——認識論的・科学論的前提の修正はないもの (S.55 f., 64)。

第五段階は、『規範の一般理論』において示される、純粹法学及び一般法学の「未完成の解体 (unvollendete Auflösung)」の時期である。もはや、存在と当為の絶対的分離は扱われず、両者の相違 (Disparität) なし差異 (Verschiedenheit) のみが問題とされるようになった (S.58)。そしてここでは、旧来の基本的諸概念は変更を受け、法命題は「相対化」され、規範論理学が放棄された。当初否定されていた法規範の「命法」的性格が承認され、「意欲なくして当為なし、命法なくして規範なし」と

された。そして、「規範的」なものと考えられていた仮言判断には記述機能が与えられた。さらに論理学の規範的性格を否定した結果、法命題における「規範経済」原理から理論上の基本的前提が奪われた (S.64 ff.)。

後述 (S.125) のように、このような概念の変遷の原因となったのは、ケルゼンが我流の科学理論・認識論的決定に固執したことに⁶⁰⁾ある。

第三章 「純粹法学の諸基本概念と方法論上の諸前提 (Grundbegriffe und methodologische Voraussetzungen der Reinen Rechtslehre)」においては、ケルゼンの純粹法学を支える諸基本概念と方法論上の諸前提に批判の眼が向けられる。

第一に、ケルゼンの理論の諸基本的概念の形式性ゆえの恣意性が批判される。「当為」、「法命題」、「法規範」、「規範」、「(法) 規範の段階構造」、「根本規範」、「法の統一性」、方法の「純粹性」、実定法の「規範」記述的理論としての法理論の「一般性」というケルゼンの法理論の基本的諸概念は、「規範的」仮言「判断」の形式論理的形式によって示される法命題の觀念に遡る (S.70 ff.)。そこでは、ケルゼンは、帰属 (Zurechnung) という法法則 (Rechtsgesetz) を認識原理として意識的に抽象し、規範的に形式化された法法則を自然法則の表現としての因果性 (Kausalität) に対置して、自然法則における原因と結果が必然的即ち機械的關係にあるのと異なり、法法則における法的

効果は法的要件に「単に論理的にのみ帰属される」ものとして、法法則を形式論理的かつ「規範的」に解した(S.77 f.)。ここでケルゼンは、「形式論理への強固な拘束」ゆえに、法に従った因果性と目的性(Teleologie)——法的要件という一つの可能な存在と法的効果というもう一つの可能な存在との間の目的機能の結合関係——を法の考察から排除、法法則を「規範的」形式論理的言明に「還元」した(S.81 f.)。それは、存在を排除し、法と国家に関する全ての概念を仮言判断の強制規範の定式へ押し込める。かような定式の実定法への適用は、国家と法の同一視の如き大いなる恣意性を生む(S.83)。また、「憲法に拘束された民主的立法・法治国家」に仕える、「純粹法学の体系中最も価値ある」法の段階理論にしても、法の内容なかんずく法に内在する客観的目的と価値への国家機関の拘束をなおざりにする(S.86 f.)。結局、ケルゼンの理論の基本的諸概念は、「例外なく、対象と結び付いた抽象的概念ではなく、恣意的に構成された思考形式」を示す。彼は、「最初に美学を書きそれに従って作品を書く作家」の如く、概念的道具主義を生み出しそれに従って対象を構想した。その理論は、内的整合性は欠かぬが対象への適合性と内容考察のための概念を欠く。純粹法学は、「法理論(Rechtslehre)ではなく特殊な法科学理論(Rechtswissenschaftslehre)」「法なき法理論(Rechtstheorie ohne Recht)」である(S.88 f.)。

次いで、ケルゼンの方法論の非動態性が批判される。ヴァイン

クラーによれば、「科学の事前決定と概念形成は、個別科学的実証主義的法理論にとって、その確証を対象の中に見出す限りにおいてのみ正当であり正当化される」。そして法理論の対象は、所与の、妥当している実定法であり、その形式と内容の実定性であり、形式論理でも文法でもない。形式論理と文法は、「対象と結び付いた思考の手段」であり、「法及び法的思考において、その他に対象への適用においても思考補助的機能しか持たない」(S.91 f.)。これに対しケルゼンは、一方で、単に思考された実定法の生産根拠(Erzengungsgrund)としての根本規範によって、「法秩序の妥当性と統一性」を基礎づけ、他方、思考された法理論上の根本規範によって、「純粹に規範的で一元的な法理論を進める可能性」を得、その結果、法は「法としてののみ、即ち、規範、当為としてののみ捉えられ得る。何らかの対象を法学的に考察しようとする者は、それを法としてののみ捉え得る」ことになった。かくして根本規範から法の最終的な実行行為に至るまで法体系は完結せる規範体系となり、一切の事実はそこから排除される。そうして、「純粹に規範的な方法が法律学的方法そのものであり、このような方法でのみ、社会学、イデオロギー、神学、倫理学、形而上学抜きで純粹法学を進めることが可能であるというケルゼンの観念」が基礎づけられる(S.94 ff.)。しかし、当為は当為から単に論理的に「演繹」され得ず、動態的法理論は法規範の段階構造の単なる形式論理的構造理論ではあり得ない。それは、不可避免的に機能論、即ち、理

念態及び現実態としての法の構造・機能・意図・目的・究極目的・存在によって捉えられる法的に有意な行為、法的行為とその目的・手段の互いの連関の理論たらざるを得ない。法の動態性は、規範的に考えられた具体化条件の中にはなく、これら現実のファクターの中にある (S.99 f.)。実定法は、規範・当為であるがそれに尽きず、社会の現実から生まれ、その部分であり、社会の現実に関わり、それ自体存在であり、社会の現実を支えられ、当為によって限界・刻印づけられ、その内容はその適合と実現を得るために社会の現実に向けられる。この中に、「法の意図性 (Intentionalität) と目的性 (Finalität)」が見出される (S.101)。従って、「経験的社会科学の対象としての実定法」は、「単なる存在でも純粹な当為でもない。それは、存在かつ当為、当在 (Seinsollen) かつ当為存在 (Gesolltsein)、意欲かつ意欲されたもの、理念的かつ現実社会的、潜在的かつ現存的、条件的かつ無条件的である。法は、特殊な統一における内容と形式である」 (S.102)。

第四章 「認識理論上の諸基礎 (Die erkenntnistheoretischen Grundlagen)」においては、ケルゼンの認識理論上の基礎に対し批判が加えられる。

第一に、ケルゼンが根本規範をカントのアプリオリなカテゴリーの意味で解する点、批判される。ヴィンクラーによれば、アプリオリなカテゴリーとは、「抽象的表象、最も一般的な一

般性の先験論理的概念、具体的に特定の内容を持たぬ思考形式即ち、なかならず対象と結び付いた特定の経験の要素を持たぬ思考形式」であり、「経験の全ての対象を、ゆえに経験可能な対象に関する全ての科学を超越するもの」、「純粹な概念、なかならず経験に由来する対象の直観に関する思考形式」である (S.105)。これに対しケルゼンの根本規範は、現行法の構成部分ではないからアポステリオリな概念でなく、また、特定の対象に向けられ、特定の規範的内容——「汝一つの特定の実効的憲法、或いは承認された (歴史的に最初の) 憲法制定者に従うべし」——を有し、経験的なものであり、ゆえに「最も一般的な一般性の性格」を持たぬからアプリオリな概念でもない。それは、「実定法の規範性と統一性の認識の目的のためにのみ考えられ、一つの特定の法秩序の最上級の法規範の機能を果たす」ものであり、「現実の (対象と結び付いた) 対応もなく、先験論理的にアプリオリな (認識論上の) 性格もない、恣意的に構成された観念」にすぎない (S.107 f.)。

第二に、因果性と帰属性との対置が批判される。両者の対置は、存在と当為、現実と意味、目的と価値、法及び法学における現実態と理念態の分離の観念に由る (S.111)。しかし、存在と当為の分離は、純粹直観に由来する基本的思考形式には妥当するが、経験に結び付けられた内容には必ずしも妥当しない。

「AならばBたるべし (Wenn A, dann soll B)」は、正確には「Aがある」ならばB「がある」べし (Wenn A [ist], dann

紹介
soil B [sein])」という言明であり、ここでは、当在 (Seinsollen)
を当為存在 (Gesollsein) にする、法の具体化の現実の行為が
必要である (S.113 f.)。カントの先験論理を援用するも、「カン

トの先験論理が経験の論理であり、その経験の対象への基本的
志向性において形式論理を越え認識論的に高められているとい
うこと」を無視する。ケルゼンの理論は、方法的にのみならず
認識論的にも形式的仮定の下にある (S.115)。それは、概念形
成において、現実社会的所与における実定法という対象を無視
する。ヴィンクラーによれば、科学は、「認識の前提のみなら
ず、科学的考察に予め与えられる対象たる『実定法』を認識適
合的に捉え理解し得る助けとなるのに適する思考方法、思考手
続、思考手段を要する」が、ケルゼンは、単に科学理論上思考
された因果科学と規範科学との二元論を単純に無批判に採用、
「あらゆる科学的方法は、自然科学の領域に属するか精神科学
の領域に属するかに関わりなく、『道具 (Werkzeug)』として規
範的性格を持ち、従って、諸対象の規範的性格から区別されね
ばならぬということは無視したままにした」(S.118 f.)。こうし
てケルゼンは直観に由来するアプリオリな思考形式を、互いに
分離し、互いに結び付かぬものと考えたので、法と現実を互い
に分離する必要があった (S.119)。

第三に、ケルゼンの認識理論上の誤りは、本来単に認識を支
える性格しか持たぬ一般的な形式論理的思考方法・形式から
「実定法」という対象及びその考察に関する方法論上の規範的

帰結を導き出しているところにあることが指摘される。ケルゼ
ンは「自然自体の因果的存在」のみを扱ったために、「多様な態
様の存在と当為を、カテゴリー的にそして同じく表象された思
考の現実態において、法学的対象認識においては異なっている
としても不可避免的に互いに結び付いているものと考える途を、
そして文化の世界における法の中の及び法の客観的かつ客観化
された目的を認識する途を妨げられた」(S.122 f.)。この点、先
験論理的次元と対象に関する観念という経験の次元とを互いに
混同し、純粹直観に由来する思考のアプリオリな形式と思考を
形式論理の中で解体し認識の対象と同一視する——存在のア
プリオリな思考形式と自然の機械的に理解された「因果性」とを、
並びに、当為のアプリオリな思考形式と実定法及び道徳の規範
秩序の単に形式論理的に解された「帰属」とを——ことにこそ、
「ケルゼンの最も重大な誤り」がある。「ケルゼンは、純粹な直
観に由来する思考のアプリオリな形式を互いに分離したので、
まさしく『実定法』という複合的な対象を純粹な当為の領域と
純粹な存在の領域とに分割することに必然的に至らざるを得な
かった」(S.123)。かような「我流」の「形式論理的教条主義」
が、ケルゼンの「命取り」になった (S.125 f.)。

最後に存在・当為の分離が批判がされる。ヴィンクラーによ
れば、存在と当為は、法においても、法学においても、他の経
験社会科学においても、道徳学においても、自然科学において
も、認識論においても、分離され得ない。両者はともに純粹直

観に由来する同価値の思考形式、カテゴリーのランクのアプリオリな概念であり、アプリオリ・カテゴリー的のみ本質上互いに異なる (S.126 f.)。カントは、自然科学における因果性と形式論理的意味の帰属を対置させず、唯一のアプリオリな思考形式の適用の表現にすぎぬ二つの因果性——「自然に従った因果性」と「自由に由来する因果性」——を問題とする。ここで、「因果性」は、何よりもまず、「経験に由来する直観に関する一般的でアプリオリな思考形式」を意味し、自然の単なるメカニズムないし機械的自動作用を意味するのではない。従ってそれは、「原因と結果との、要件と効果との、もしくは手段と目的との知覚可能な関連についての対象と結び付いた全ての理論的観念に先行する」(S.130 ff.)。これに対しケルゼンは、カントの先験論理に代え、疑わしい「我流」の形式論理を用い、かように「単に構成された、経験から離れて規範的に構想された論理は、対象と結び付いた法理論の認識の必要性に適合しない」(S.135)。カントによれば、アプリオリな概念とカテゴリーに関するわれわれの思考の構成的意義は、経験に由来するわれわれの直観の対象には同じようには妥当せず、単に直観・思考形式のみが概念上「生産」され、対象は「生産」されない。また直観・思考形式も、対象と結び付いた思考における確証 (Bsp. Wahrung) を要する。これに反しケルゼンは、形式論理のみを顧慮し、対象と結び付いた思考のためのカントの先験論理学の意義を無視し、当為を純粹直観に由来する思考形式として解さ

ず、形式論理的に構想された法命題における連辞の論理的及び文法的機能に「還元」する。「いわゆる実証的法理論のための彼の理論的諸原則のこの完全に反経験的な観念は、初めから失敗する運命にあった」(S.136 f.)。

第五章 「実定法の科学としての『純粹』もしくは『一般』法学 (Die "reine" oder "allgemeine" Rechtslehre als Wissenschaft vom positiven Recht)」においては、純粹法学の対象、対象の科学、方法、認識理論上の諸前提に対し、体系内在的批判と体系超越的批判が加えられる。

第一に、純粹法学の対象が批判される。ケルゼンによって、実定法は、規範と当為に形式的に限定された。そのような「実定法」とは、思考された秩序構造、規範体系、純粹な当為であり、概念上有意義な文化社会的現実態でなく、単に思考された規範形式的理念態である。かような対象観念は不適切かつ問題だが、存在と当為が分離されるものと考えられる限りで首尾一貫する。しかし対象考察における存在と当為の結び付けの必要性に直面すれば維持し得ぬことが判明する (S.141 ff.)。

第二に、純粹法学という科学の在り方についての批判がなされる。ヴェインクラーによれば、純粹法学は、「文化社会的に実存する対象としての法とは何か」という問いではなく、「純粹な法認識とは何か」という問いに答えるべく試みるものである。「純粹な」理論であるのは、彼によって「確実に」法として規定

される対象に属さぬものを考察から排除する、つまり「法命題」と名付けられた「規範的」仮言「判断」という形式論理的手段をもって、「いわば法を外部から認識適合的に規定し、その認識に基づいて記述する」からである。それは、「独自の実証性を有する形式的科学」であって、「単なる形式的規範論にすぎず一般的法理論ではない」(S.145 ff.)。

第三に、純粹法学の「規範科学」的性格についての批判がなされる。ケルゼンにおいて法科学は、「単なる規範を対象に持ちそれ自体によって『生産』された規範科学、当為科学のみあり得る」。その認識理論上の思考・解釈形式は、「不法が生じたならば不法効果が生ずる『べし』」という、その基本的定式における法命題によって表現される、帰属という形式論理の原理である。純粹法学は、法科学自体によって生産された規範のみを対象として持ち、その方法は「純粹な規範的方法」であるが、ヴィンクラーによれば、法科学は、「法規範の当為の形式のみを対象に有する純粹な当為科学」とは異なる。法は、「第一に、事実及び意味、社会文化的行為世界において生産され意欲に担われた当為かつ存在」であり、「本質上カテゴリー的に異なるものの不可分な統一体における形式と内容」である。それゆえ法科学は、事実上生産され、拘束力ある規範的意味内容を有し、実現されるべきであり実現されている法の成文を対象に持つ経験的社会科学であり、そのような法科学のみが個別科学実証的なものであり得る。しかし、ケルゼンは、意思行為、法生産、

法適用、法侵害の事実は法理論的法概念の外に、それゆえ、純粹法学の本来の対象の外に置く (S.150 ff.)。

第六章「法理論に対する認識論上の方向づけ (Erkenntnis-theoretische Orientierungen für die Rechtstheorie)」においては、ケルゼンの、形式的「自然法則」と形式的「法法則」との二元論の意義と使用可能性についての分析が、カントを援用しつつなされる。

カントは、形式論理もしくは基本的論理と先驗論理とを、純粹直観に由来する思考形式と思考の純粹な形式とを、純粹悟性概念と純粹理性概念とをそれぞれ区別したが、ケルゼンはこれに従わず、その結果、「法の言語的現象形態の中に社会の存在事象と存在状態に関する条件的言明連関を認識する代わりに、形式論理的な『規範的』仮言『判断』の連辞へ当為を固定するという誤りに陥った」(S.154 ff.)。しかるに、「自然法則」と「法法則」の「対立」もしくは「区別」の解明のためには、カテゴリーと判断の区別と分析、直観に由来する思考形式と悟性及び理性の純粹な思考形式の区別と分析が、両者の結合(綜合)についてと同様、必要である。その際、純粹直観のアプリオリなレベルと純粹な思考のアプリオリなレベルは、基本的及び形式論理という、アプリオリなレベルに従属するレベルからと同様、対象と結び付いた思考(自然科学、法科学)のヨリ一層具体的でアポステリオリなレベルから区別されねばならぬ。先驗論理

の認識理論レベルには概念(カテゴリー)及び判断としての因果性という唯一の基本形式しか存在せず、それは、その構造を、任意の内容に関する組み合わせられた言明の条件的連続形式として、分節された形態における仮言判断の形式論理的定式から得る(S.158)。そして、単なる形式的依存関係としての「AならばB」という仮言判断という形式論理的な条件的思考形式と、「対応する当為に拘束された存在が時間と空間の中で存在したならば、そこから当為に拘束された存在が時間と空間の中で生ずる」という純粹直観に由来するアプリアリな思考形式との結び付けにより、形式論理的依存関係相互の統一体へと互いに結び付けられる二つの言明の形式論理的関係の結び付きは、先驗論理的帰結の実質的機能的要素となる。形式論理的先行と形式論理的後続は、空間と時間及び存在と当為などに関する純粹直観に由来するアプリアリな思考形式の添加によって、先驗論理的な性格を獲得する(S.161)。

自然法則は、「アプリアリな仮言判断の応用形式」であり、「自然の経験に由来する直観の認識原理」である。これに対し、法においては経験の対象としての法の成文に与えられ表現された目的が規則性として捉えられる。それは、「特定の意欲に担われ当為に拘束された、つまり法的に有意な行態(社会的存在 *soziales Sein*)が、空間と時間における要件として、それに対応する意欲に担われ当為に拘束された、つまり法的に有意な行態(社会的存在)を空間と時間において当為されたものとして効

果に持つ」というものである。従って、「意欲に担われ当為に拘束された(法的に有意な)存在Aが空間と時間において存在したならば、そこから、それに割り当てられた、意欲に担われ当為に拘束された(法的に有意な)存在Bが空間と時間において当為されたものとして、帰結する、或いは、それに割り当てられた、意欲に担われ当為に拘束された(法的に有意な)存在Bが当為されたものである」という仮言判断において、法の目的性が、原理もしくは規則として表現される。そして、「法法則」が示される応用的先驗論理判断において、要件と同時に効果に刻印を押し、法の特異な「因果性」におけるそれらの結び付きに「目的論」の性格を与えるのは、人間の行為に与えられる「自由」に由来する因果性」の観念である(S.163 ff.)。

このように法法則は、自然法則と同じく、充足理由律の表現としての因果性の、一般的で先驗論理的でアプリアリな説明記述的思考・直観・認識原理の応用形式にすぎず、法の経験に由来する直観のための原理かつ思考形式であり、またアポステリアリなカテゴリーである(S.167 ff.)。この点、「ケルゼンがアプリアリな思考レベルを、形式論理的思考次元及び同様にアポステリアリな思考レベルに、認識論的及び論理的に是認できない仕方で融合したということが批判されるべきである。「AならばBたるべし」というケルゼンの「規範的」仮言「判断」は、論理学の意味における判断ではなく、「条件づけられた規範に関する或いは仮言命法に関する言語的表現形式にすぎない」

(S.170)。ヴィンクラーによれば、自然における「因果性」及び「原因性」と法における「自由」に由来する『因果性』及び「目的性」は、アプリアリに純粋な性格を持たず、異なる、アプリアリな因果性原理の適用の、異なる、類比的な形式であり得るにすぎない。それらは、「経験に由来するわれわれの直観の多種多様な経験可能な諸対象に関する適用された思考形式としての、対象と結び付いたさまざまな種類の『因果性』を示す」(S.171)。そして、「仮言判断、形式論理、先験論理一般のあらゆる形式、そしてわれわれの思考の諸対象へのその適用には、常に、説明記述的性格のみが与えられる。存在と当為は、純粋直観に由来するアプリアリな思考形式であるのみならず、諸対象の特質でもある。従ってそれらは、常に、形式の内容でもあり、それらの形式の規定根拠のみであるわけではない。この意味において、規範、即ち、存在に拘束された当為もしくは法的に有意な存在の命法的言明形式は、要件及び効果として、判断の内容である」。そして規範的言明による説明的「記述」は説明機能を果たし得ず、評価機能しか果たし得ない。仮言判断の条件も結果も同様に、法論理的には、その都度それだけで命法の規範的表現形式として理解されねばならない。従って、説明的仮言判断は、二つの規範的言明の目的の統一体としてさえも規範ではなく(S.172)。

かように自然法則と法法則との区別は因果性原理の適用の対象に由来し、一般的なアプリアリなカテゴリーとしての思考形

式の本質に由来するのではない。両者の差異は、形式にではなく内容にあり、ゆえに、仮言判断の構造にあるのではない——その内容とは、一方は自然の存在(当在 *Seinsollen*)、他方は法の(文化の)存在(当在 *Seinsollen*、当為存在 *Gesolltsein*)、また一方は自然における現象、他方は社会的なるものにおける意味の担い手としての行為、そして、一方は思考の対象、他方は端的な及びその対象に適用された思考の形式である(S.174)。

第七章 「純粋法学の幾重ものジレンマ(Das mehrfache Dilemma der Reinen Rechtslehre)」では、対象規定、科学の

捉え方、方法論的方向性の実体化、という多くの面で、「ケルゼンの純粋法学が幾重もの逃れ得ぬジレンマに陥っている」ことが明らかにされる。

第一に、ケルゼンは、法における意欲を心理学的或いは単なる社会学的現象と解し、客観的な、客観化された意味として理解せず、そして当為を、一方で説明記述的に説明・描写し、他方その規範性において理解・解釈・説明・提示するために、内容的に先験論理的に捉える代わりに、単に形式論理的のみに捉えたので、法が特殊な意味内容と意味連関の複合体であることを理解できず、法の目的を捉え得なかった(S.177 f.)。しかるに、「意欲と当為は同様に法に内在的で、客観的かつ客観化されておき、経験に由来する直観にとつて到達可能で、存在に拘束された意味内容である」。「経験的にみれば、法は、共同体に

おける人間の共同生活における人間の諸行態に関する指令の意味構造であり、それは、特別な目的と特別な意味内容によって特徴づけられ、特別な社会的遵守可能性、有権的な服従要求、その実効性によって担われる。従って実定法は、その意図と目的によって認識され経験的に捉えられる」(S.180)。

第二に、実定法は法学にとって所与のものであり、法学は、「実定法がいかにあるかを、捉え、記述し、認識し、理解し、説明し、提示しなければならない」から、「単なる記述と規範形式的提示では充分でなく」、ケルゼンの如く、法理論を単なる形式的規範論に限定することは誤りである (S.181)。純粋法学の「実定法」は、「独自に構想された形式論理的概念を助けとして一つの体系としてケルゼン自身によって構成されるものである」(S.184)。しかし実定法は考察する者にとって、「意欲と当為の、現実に実存する、文化的な、言語で捉えられ、存在に拘束された有意味なもの」と映る。従って、法理論の任務は、「科学的考察の対象としての法をいわば『生産すること』でなく、「思考補助手段」、及び、「対象に適し、適合し、適切であり、理解を可能ならしめる思考の手段もしくは方法を見出すこと」でなければならぬ。方法の確証の規準たる「対象認識へのその客観的な適性(Eignung)」は、「経験の対象の中に存する、意欲によって担われ存在に拘束された当為の客観性及びそれに適合する真理性という規準によって、並びに、認識理論上基礎づけられる適切な方法論上の手段によって媒介される」(S.182 f.)。

第三に、ケルゼンが、「規範的」仮言「判断」を形式論理的言明に格下げするのみならず、仮言判断の規範的言明の両つの要素の内容としてみられねばならぬ意欲に支えられ存在に拘束された当為を、内容なき単なる当為となる連辭に集約している点が批判される。ヴィンクラーによれば、「仮言判断は、法科学与法への適用においては、意欲に担われ存在に拘束された当為言明から成り、一つの目的論的統一体に結び付けられた説明記述的全体言明である」。ここで要件と効果とは必然的に結び付くものではなく、「両者の有意味な結び付きは、仮言判断の先験論理的形式によって示される」。この仮言判断の言明は、「意欲に担われ当為に拘束された存在Aが存在したならば、意欲に担われ当為に拘束された存在Bが生ずるべし」という、「目的論的統一性」を形成する。そして法に適用すれば、それは、「可能もしくは現実の意欲に担われ当為に拘束された人間の行態として定式化された要件が現実に定立されたならば、当為連関において現実に定立されるべき存在が、現実に当為に拘束された存在を通じて、存在において実現された当為となると、同じく可能なもしくは現実の意欲によって担われ当為に拘束された人間の行態として定式化された効果が存在する」として示される。「従って、法へのその適用においては、仮言判断を形式論理的にのみ解することは充分でなく、それはまた対象に開かれ、その限りで対象に並び、先験論理的にも解されなければならず、そして、確かに法への適用においてはさらに法理論的にも考え

介
られなければならない。しかしそれは、規範、命法的要求形式、
命法と等置されてはならない」(S.186 f.)。

第四に、「人を殺したる者は処罰されるべし」という条文は、
殺人の禁止と制裁の命令の二つの命法から成るが、ケルゼンが
後者にのみ「規範的」仮言「判断」を見出す(S.188 f.)点、批
判される。カントに従った伝統的法理論によれば、二つの命法
は、法の中で特殊な意味連関を成し、その結び付きにおいて、
法の中の先行と後続との、機能目的・当為被拘束の意味統一
体を成す(S.189)。仮言判断の第二の部分——この例では制裁
命令——は、第一の部分の侵害によって条件づけられている。
法においては、「二つの命法は別の命法を前提する。一つの命
法は別の命法の目的論的效果(結果)である」。かように二つの
命法が成す「法における特別な意味連関」は、「実定的な法の目
的の表現である。即ち、法適合的行為(本来的かつ肯定的意味
における法服従)と、それについて定められた法的効果の承認
との目的論的結び付きである」(S.190 f.)。従って法は、形式説
明記述的に捉えられ形式規範的に示される制裁規範の意味統一
体に尽きず、様々な形で具体的に確定された多様な、規範的に
束ねられた可能な現実の、その実現を目指した、「もし—なら
ば」関係の巨大な複合体である。ここで否定的法目的としての
制裁と肯定的法目的は共に法の効果である。これに対しケルゼ
ンのいわゆる制裁規範は、「条件づけられた命法の形態におけ
る、否定的な、大抵は二次的な『もし—ならば』連関の一つの

実定法的形式にすぎず、仮言判断ではない」(S.192 f.)。

最後に、対象に適合する方法の在り方が考察される。「方法
の志向性が認識対象を規定する」というコーエンのテーゼは、
科学的認識は、経験に向けられそれに仕えるべきでありそれに
関係すべきであるというカントの見解に遡る¹⁰。ここで、現実に
実存する対象と、経験に基づく対象に関する直観において科学
によって概念的に構想された対象という二つの対象が区別され
る(S.195 f.)。そして経験志向的思考において対象のヨリ一層
首尾一貫した真の概念が形成される。ここで概念は現実に実存
する対象と決して同一ではあり得ず、認識は最適な近似値の獲
得を目指すものである。それゆえ科学は、認識努力の前進の要
求に直面する。思考の方法は、認識論・科学理論的に批判的に
選択(構成)され経験の対象に適合していれば、認識促進的とな
るが、それが恣意的に構成され対象への適合性を欠いて観念
されたならば、所与の対象の認識は妨げられる。所与の対象に
関する思考の内容、つまりそれについての観念と概念は、その
把握において対象に適合する方法が十分な対象の経験に結び付
られるときのみ最適となる(S.196 f.)。しかるにヴィンク
ラーによれば、かような対象に適合する方法も所与の対象の表
象に関する不鮮明さを阻止し得ない。この不鮮明さは、対象の
正しい認識についての問題に際し「匡正ファクター」として計
算に入れられねばならぬ。「特に、法解釈学の中心部分、即ち解
釈に際し」(S.197)。

第八章 「解釈、法認識の関心事か法の具体化における決定の

関心事か (Die Interpretation, ein Anliegen der Rechtserkenntnis oder der Entscheidung in der Rechtskonkretisierung?)」は、ケルゼンの法解釈論を批判する。

一般に解釈とは、「精神的 (文化的) 生産物の (形式的及び実質的に) 真の、即ち対象に適合した意味理解を求める認識努力」である (S.198)。法解釈は、法理論からその思考手段を得るが、それはその決定的な糸口を、直接には、法の成文 (法源) において確定されているような、現実社会的に実存する対象の中に有する。従って法解釈の「古来よりの場」は、「経験的な法解釈学の思考レベル」である。この意味において、法解釈とは、「法理論によって獲得された諸概念・諸規則・諸規準を手助けとして、一つの特定の法秩序の妥当せる法文もしくは生産形式 (法源) の形式と内容についての (形式的及び実質的に) 真の、即ち対象に適合した意味理解を求める、方法に拘束された認識努力である」(S.205)。これに対し、ケルゼンにとって、解釈論の位置は第一に、「広義における一般法学もしくは一般法理論」である。従って、それは第一義的に「法認識論的及び法理論的性格を有する」。ケルゼンの形式規範論の基礎は、「法規範の委任連関 (Delegationszusammenhang)」である。従って、ケルゼンの解釈論においては、法概念を当為||規範の形式論理的表現形式に還元する形式的規範論理によって、「法の内容は、当為の形式におけるその充填か、法的当為の理論の

適用可能性の外にある経験的観念領域への追放のいずれか以外には、方法論上顧慮されない」。それは、法の内容、法内在的諸価値、実定法の目的への拘束を無視する (S.207 ff.)。

このような前提に基づいて展開されるケルゼンの法解釈論は、法の枠の認識のみを問題とし、法の内容については、それを決定の問題として法適用機関に委ね、法科学の領域から法政策の領域に追いやるものであった。これに対し、ヴィンクラーは次のような批判を加える。第一に、認識論レベルでの批判として、曰く、法は決定行為としての解釈行為によって、現実社会的、動態的、そしてどうやら心理学的にすら解される。それゆえ形式論理の狭さ、存在と当為の分離、純粹に形式的な規範階層の観念は打ち破られる (S.215)。第二に法理論レベルからの批判として曰く、ケルゼンは、法規範の実現方法の大部分を占める法服従には解釈の機能を与えぬが、法解釈の対象の意味の認識は、万人に開かれたものであり、法適用機関は、法認識の争い得ぬ能力も独占権も有するものではない (S.216 ff.)。

そして、法解釈学レベルでの批判として次のように言う。ケルゼンは、認識の問題を法の条文 (法規範) の枠の属性及びその内容の多義性の問題に「還元」し、抽象的なもの及び内容的なもの、具体化の問題、法の条文の内容及び意味拘束性の問題、もしくは目標設定と価値拘束性に含まれる認識の問題を無視したことによって、解釈の理論を、認識問題という静態論から決定による法形成という動態論へと追いやった。そのような法の

内容の問題を認識の問題から排除する枠・多義性理論は、体系的には矛盾ないものの、対象への適切性を欠く (S.219 f.)。ケルゼンは、文法と論理学を法解釈の試金石とした。しかし、法解釈はそれらに集約されず、主として「概念上の意味内容及ぶ」。従って、論理、文法、両者互いの結合にではなく、「法律の規律の内容として明らかに表れる意味と目的」に解釈のための優先権が与えられる。論理学と文法が法に仕えるのであってその逆ではない。法は人間の共同生活の秩序に仕えるのであって、論理学や法の「妥当性」に仕えるのではない (S.222 f.)。立法者がその規律目的追求に際し「完璧」を期することは、一般抽象的ルールとしての法律の本性により不可能であり、具体的事例へのその適用において、法律の条文の多義性、不確定性が解釈者の法認識に限界を示すことは確かであるが、法適用機能関ないしはその他の解釈者が、法解釈に自由であるわけではなく、法の内容に取り込まれた諸目的と諸価値に拘束される (S.223 ff.)。法的な行態規律に内容と意味を与える諸目的と諸価値は、まさしく「特別な認識の領域」である。しかしこの究明を、ケルゼンは、法適用機能の決定の恣意に委ねてしまった。この点、ケルゼンによる法解釈におけるメタ法的価値の否定は正しいとしても、法内在的価値の無視は問題である。実定法上客観化された目的と価値は、法の内容として、ケルゼンの認識論上及び法理論上の事前決定の外側に置かれている。それに基づくケルゼンの「枠」観念は、そこでは法解釈はそもそも「決

定の恣意」しか意味し得ぬから、無価値である (S.225 f.)。

「実定法の意味に従った、社会現実への、意味に即した(正しい) 移し変えに向けられた実定法の特質、及び、基本的に前提されるべき実現可能な目標設定に鑑みれば、そこに実定法が現れる法文の内容と意味の確定に導く、あらゆる認識補助手段或いは解釈方法を探求することは法科学の任務であり続ける」。法理論は、そのための規準となる諸前提と諸指標を提供する。そのための第一の前提は、対象に適する認識理論上の志向性である。その際、いわゆる法的思考においても、存在及び当為と空間及び時間との、認識理論上基礎づけられたカテゴリー的結合が、本質的に重要である。「従って、規範の一般理論は、解釈理論の代用物でもなければ一般法理論もしくは実定法の理論の代用物でもあり得ない」。そしてこのことは、いわゆる「法理論学」についても同様に妥当する (S.226 f.)。

第九章 「純粹法学の真理論としての、論理学と法科学の関係 (Das Verhältnis von Logik und Rechtswissenschaft als Wahrheitsproblem der Reinen Rechtslehre)」は、ケルゼンの法命題に示される「規範論理学」に批判を加える。

ケルゼンは対象構成のために、「規範的」仮言「判断」によって示される独自の(規範)論理学を展開した (S.228)。しかし、法命題は、「思考の、単に形式論理的な、外見上のみ規範論理的な、そして、外見上のみ先験論理的な形式」であり、「実際に

は、使用可能性ある認識理論上の原理とは決してならなかった」(S.229)。当為は、ケルゼンによって、「形式論理的に構想された仮言判断の観念において、連辞というそれ自体疑わしい論理的形象に『還元』され、存在に拘束された当為という仮言判断の内容を奪われた」(S.230)。かような「当為の構成要素の存在被拘束性を無視し、構成された『規範的』仮言『判断』における当為の「存在から」分離された形式論理的構造要素への限定は、ケルゼンを過ちに導かざるを得なかった」(S.231)。

この「形式的でありかつ経験から分離された(法)規範論理学の能力の限界」(S.233)について、ヴィンクラーはカントを援用しつつ述べる。カントによれば、先験論理は経験の論理であり単なる形式論理でなく、規範論理でも、道徳ないしは法についての単に形式論理的に構想された理論でもなく、経験の論理としてのそれは真理に貢献するものである。「認識の真理を表示する確実な普遍的標徴」としては、「形式に関する誤謬ではなくて内容に関する誤謬を発見し得るような基準を持たない」形式論理だけでは充分でなく、「悟性を孤立させ、思惟の部分、しかもその起源が全く悟性にのみ存する部分だけを、われわれの認識からそっくり取り出す」先験論理学が必要である。「認識の適用され得る対象が直観においてわれわれに与えられているというに基づくものであり、またこのことを認識の条件としている」先験的論理学のかかる部分は、「純粹な悟性認識の諸要素と、対象が思惟され得るためには絶対に欠くこと

のできない諸原理とを論述する学であり、それゆえこの部分は、先験的分析論であると同時に真理の論理学でもある」(S.235 ff.)。従って、真理についての認識論的問題は形式的側面と実質的側面を有する。なかならず経験科学にとっては、その問題は、その二面性において、物と認識との一致 (adaequatio rei et intellectus) という古くからの公準に不可避的に直面する。哲学的観点からすれば、経験の超越性 (Transzendenz der Erfahrung) において、この認識の基本的問題は、実質的次元をも与えられる (S.237)。

第十章 「学問上の追従と批判 (Wissenschaftliche Gefolgschaft und Kritik)」は、ケルゼン理論の「贅美や教条化」「盲目的批判」いずれについても戒めつつ (S.247)、現代における純粹法学への接し方を説き、本書を総括する。

ヴィンクラーによれば、「ハンス・ケルゼンの理論の思考の所産の保護者と後援者は、一方で、多くの形を持つ純粹法学の思考の所産の教条化がその動機ではないということについての証拠を提供することを避け得ない。他方、彼らはまさしく、ケルゼンの純粹法学の体系と方法論上の諸前提に匹敵するのみならずそれを凌駕しさえもする認識論的及び科学理論的思考補助手段をも用意しなければならない」(S.244)。しかしながら、ケルゼンの「後継者」たるロベルト・ワルターによつては、ケルゼンの純粹法学の変容と基本的弱点が「どうやら限定的にしか

顧慮されていない」という批判が加えられる (S.238)。ワルターは、ケルゼン自身の交説にも拘らず、法規範を「規範的」仮言「判断」の形式論理構造において捉え、法理論を「規範的」仮言「判断」としての法規範の思考形式の觀念に「還元」している。また、法解釈学の領域においても、ワルターは、ケルゼンの認識理論・法理論・方法論上の諸前提から何ら結論を引き出さず、法認識理論としての純粹法学の終点、つまり実定法自体に方法論上何も付け足していないことにより、この領域での純粹法学の使用不可能性と必要性を証明する結果になっている (S.241 ff.)。

以上概観してきたヴィンクラーによるケルゼン批判は、要するに、ケルゼンによるカント哲学の先驗論理の無理解に起因する形式論理への「還元」主義、反経験性、非動態性に向けられていると言えよう。ケルゼンに対する関心がとみに高いわが国においては、このような批判をふまえたうえでケルゼンの理論を再考することは、必須の課題だと言える。

註

- (1) ちなみに法政研究は原則的に縦組印刷で編集されているため、横組のこの論文は六〇〇頁に始まり五二二頁に終わる。
- (2) 法政研究五五卷二〜四合併号 (一九八九年) 六〇一頁。

- (3) ケルゼンに対するフッサールの影響については、参照、手島孝『ケルゼニズム考』(木鐸社、一九八一年)二七四頁。マッハの影響については、参照、同書二七八頁。
- (4) ケルゼンの理論における *Rechtssatz* 概念の変遷の姿とその意義については参照、新正幸『純粹法学と憲法理論』(日本評論社、一九九二年)六八頁以下。
- (5) 同右八二頁によれば、ケルゼンの *Rechtssatz* 概念の変遷は、「規範的法学の経験科学としての存立性を確保するため」、「あくまで妥当性という觀念を保持しつつ、科学としての法学を樹立せんため」、つまり「〈妥当性〉と〈真理性〉の調和」を求めていることであった。
- (6) 旧東独のマルクス主義法理論家ヘルマン・クレンナーによる、「法が空 (*rechtsleer*)」、「貧悴法学 (*Poor theory of law*)」とこう批判について、参照、手島孝・前掲一七四頁。
- (7) 参照、同右一五二頁。
- (8) カントの先驗的方法については、参照、同右三一頁。また、同三二頁は、「類比的な先驗主義は単に形式主義というも差し支えなく、あくまでも本来のそれではない」こと、また、同三三四頁は、ケルゼンの「先驗主義から換骨奪胎された形式主義」が「範疇(化的処理法)へ「変性」していることを指摘する(傍点原文)。
- (9) 存在・当為二元論の、新カント派による「変容」、ケルゼンによる「加工」については、参照、同右三〇四頁以下。
- (10) ユーエンの *Erzeugung* 原理とカントの *Konstruieren* 原理の関係については、参照、同右三二五頁。
- (11) 法命題の「真理性」の問題については、参照、新正幸・前掲九三頁以下。
- (12) 参照、イマヌエル・カント(篠田英雄訳)『純粹理性批判(上)』(岩波文庫、一九六一年)一三〇頁以下。